

Title	ジ・ベ・セイの租税論
Sub Title	
Author	増井, 幸雄
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1933
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.27, No.11 (1933. 11) ,p.1607(1)- 1635(29)
JaLC DOI	10.14991/001.19331101-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19331101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

東洋軒支店

□新橋驛階上
電話銀座四七〇

□帝國劇場内

□新橋演舞场内
電話銀座二、七二八

□列車食堂東京事務所
電話丸ノ内一、六六三

□赤坂三會堂内
電話赤坂一七

□赤坂錦水
電話赤坂(九二二)一四一七

宮内省御用達

株式會社 東洋軒

麴町區有樂町一ノ一〇 三信ビル内

電銀座
三三三
三三三
三三三
四〇八
七六六
七八二

三田學會雜誌 第二十七卷 第十一號

ジ・ベ・セイの租稅論

増井幸雄

本誌第二十六卷第六號所載の拙稿「セイの私的及び公的消費論」の後半に於て、國家の活動範圍即ち國家の職能に關するセイの所説を紹介した。今、本篇に於ては此の活動に要する財源の主たるもの即ち租稅に關するセイの理論的考察を紹介する。豫算、會計年度、徵稅制度等の如き技術的方面に關する部分は省略する。猶ほ、セイには公債論があつて消費債は之を以て完結するのであるが茲には之に觸れずに置く。

個人又は家族が種々の欲望を有して之を満足せしめる爲に種々の私的消費を行ふと同様に、社會も種々の欲望を有して之を充足する爲に種々の公的消費を行ふものなること、並びに、是等の公的消費の主要なるものが如何なる

方面に互つて居り如何なる程度に達して居るものなるかに就てのセイの所説は、前稿に於て既に其の梗概を紹介して置いた通りである。(1) 然らば、是等消費の資源は何處から來るか。私的消費にあつては、其の資源は當該個人又は家族の所得から仰ぎ、時として資本からも仰ぐのであるが、公的消費の場合には果して如何。セイに據れば、其の資源は往時と近代とによつて稍、趣を異にして居る。即ち、往時にあつては、公的消費の一部分が個人の支出によつて行はれたこと病院・道路・公園等に其の例を見るが如くであるが、是等の個人の富そのものは元來同胞又は敵人に對して行はれた掠奪の結果たるものが少くなかつたから、結局は掠奪の果實によつて支辨せられたのであり、他の一部分は、例へばローマ人が戰敗國民に貢賦を課して之をローマ人自身が消費した場合に見たりしが如くに、戰敗國民の負擔を以て行はれた。然るに近代國民に於ては、公的消費の一部分は國家又は市町村の如き公共團體の所有する公有財産から生ずる年々の生産物を以て支辨せられ、他の大部分は世人が國民として又は市町村民として支拂ふ所の租税を以て支辨せられる。(2)

(1) 「セイの私的及び公的消費論」(本誌、第二十六卷第六號)三四一五〇頁。

(2) *Traité d'Economie Politique*, VII^e ed., p. 500-502. (拙譯「經濟學」下卷、四四六—四五一頁)。

然らば、租税とは抑、如何なるものであるか。セイは、或る個所に於ては之を定義して「租税とは一國の生産物中に於て公的消費の資を供給せむが爲に私人の手より政府の手に移る部分を云ふ」(3)と云ひ、又、他の個所に於ては「私人の財の中、政府が自己の欲求又は社會の欲望を満足せしめむが爲に供する部分こそ、吾人の租税と名づくるもの

なり」(4)と定義して居る。即ち、一方に於ては國家の手に收納せられる方面を指摘し、他方に於ては國家の手から支出せられる方面を指摘して居るが、是等兩者を併合したるものこそセイの眞意を正確に示すものと云ひ得るであらう。而もセイは、租税は納税者によつて供給せられ收税官によつて收受せられる物質から成るにあらずして、此の物質の價值から成る、とする。蓋し、購買又は賣却によつて、消費品は貨幣に換へられ、貨幣は消費品に換へられ得るから、租税が貨幣・消費品又は人的勤勞の何れの形にて課せられるかは偶然的の事情たり、第二次的重要性を有する事情たるに過ぎずして、根本的な點は、租税が納税者から奪はれたる或る額の富たることに在り、政府から納税者に向つて要求する價值たるに在り、とするからである(5)。斯くして彼は云ふ。「形態及び材料の如何に拘らず、租税は常に、引渡さるゝ物品の價值の額なりとす。若し政府にして、小麥又は皮革又は織物を欲すと口實の下に、納税者をして是等種々の商品の購入を行はざるを得ざらしむるものとせば、租税の高は納税者の是等を獲得せむが爲に支拂はざるを得ざらしめられたると同一程度に上り、或は政府に於て是等を納税者の手許に残し置きたらむ場合に彼等の之を賣却して得たるべきと同一程度に上ることとなる。……租税の額は、右に述べたる以外の方法にて評價せらるゝこと能はざるなり」(6)と。

要するに、セイは、政府から納税者に向つて要求する犠牲の程度を以て租税の額と見做すのである。彼が、徵税に伴ふ費用、例へば納税者が納税の爲に失ふ時間、租税物件の運搬の爲に要する勞力等の價值だけ租税が増加を來す(7)と云ふのも此の意味からであり、政府の行爲が必然的に人民の負擔に歸するに至らしむる一切の支出、例へ

ば戦時に際して軍人又は其の家族が支出する出征準備費及び小遣錢、軍人の宿營費、荒廢及び掠奪による損害、凱旋及び歓迎の費用等は、國民への課税の中に包含せしめらるべきものである(8)と云つて居るのも此の意味からである。彼は、租税の意義に關する所説を要約して云ふ、「租税は公的支出に應ぜむが爲に私人より政府に引渡される價值なり。それは政府の受取りたる金額によりて測られず、納税者に對して要求せられたる犠牲によりて測らる。例へば徴税費、納税者の失へる時間、納税者に對して要求せらるゝ人的勤勞等も租税の一部を成す(9)と。

- (8) Traité, p. 502. (「經濟學」下、四五二頁)
- (9) Cours Complet etc., VIIe éd., a Bruxelles, p. 492.
- (5) Traité, p. 503. (「經濟學」下、四五三―四頁)
- (6) Traité, p. 520. (「經濟學」下、四九五頁)
- (7)(8) Traité, p. 521. (「經濟學」下、四九五―六頁)
- (6) Traité, p. 585. Epitome, art. Impôt. (「經濟學」下、六五九頁「租税」の項)

二

政府が租税を徴收し人民が之を納付するのは如何なる根據に基づいて居るか。此の點に就ては種々の説があるが、其中でセイの目に著いた特殊の一説に、政府は生産に協力するから其の生産物の分配に與かる權利がある、と做すの論がある。一般にオートリーヴ伯爵 (Le comte d'Hauterive) の著と信ぜられて居る匿名の一著書に現はれた所説は即ち之であつて、同書に於ては、政府は(開墾に基づく)財産の構成に協力し、經營の勞働に協力するから、此の資

格に於て生産者と一體を爲せる者として生産物に對して權利を有するものである、との理論が樹てられて居る。(1)併しセイは此の説に與みしない。彼は、複雑な社會機構の作用を説明する爲には如何なる假定をも爲し得るが、併し之をば何人に對してゞも或る名義や權利たらしめることは出來ない、とする。加之、事實、政府によつて社會の各員に與へられる保護なるものは、生産にとつても必須ではあるが、之に役立つことは附隨的に然るに過ぎない、政府は直接には何等の生産的作業をも遂行するものではない。假りに政府の行動を眞に生産的なものと見做すとしても、同じ勤勞を一層廉價に獲得すること能はざるや否やと云ふ問題が残る、(2)とする。

(1)(2) Cours, p. 492, texte et note.

然らば、セイ自身は何處に租税の根據を求めて居るかと云ふに、彼は之を、凡そ消費は之を享受する人々によつて支拂はれるのが公正である(3)と云ふ點に求めて居る。従つて彼は、中央行政並びに軍隊の場合の如くに社會全體の享受するが如き支出は社會全體の負擔たるべく、地方的の利益や保護を與へるに過ぎざる事業に要する支出は當該地方の住民の負擔たるべきものである、とする。(4)併しながら、彼は同時に、租税が人民に與へる利益と均衡を保つて居ることを以て租税の公正たるの條件なりとして居るのであつて、「若し租税にして人民をして蒙らしむる犠牲が人民の之より取得する利益と均衡を保ち居らざる場合には、其處に不公正ありて存す。此の利益は人民に屬す、政府は盜を犯すに非る限り、租税に値する此の利益を交換に人民に與へざることを得ず(5)と云つて居る。而して其の根據とする所は、「納税者の利益は最小の犠牲を以て可及的最大の利益を獲得することより成る(6)から、必

要以上を支拂はしめることは、納税者の利益を不当に侵害することになるのみに止まらずして、個人の所有権を侵害するともなる、と云ふ點に在る。曰く、「……各人は租税と交換に彼に提供せらるゝもの、従つて幸福及び安寧をば、之を獲得し得る最低價格にて購入するの権利を當然に所有す。若し専制君主にして其の人民をして彼等の支拂を爲したる分量に限りてのみ空気を呼吸するを許したりとせば、其の最も甚しき不公正を犯しつゝあることは明かなり。何となれば、萬人が無代にて使用し得るの権利を有する物に對して支拂を爲さしむるものなるを以てなり。予が此の極端なる假定を試むるは、租税の正當性をば、政府の保護が一切の生産的にして且つ文明的なる邦國に於て市民に與ふる巨大不可欠なる便益を根據として其の上に樹立せむとする推理の蒙を感知せしめむが爲に外ならず。商品の價格が、獨占に基づいて定められ、此の特権によりて生産費以上に定められたる場合には購買者の所有權に對する侵害たると同様に、納税者をして其の欲する安寧を得しむるに必要な費用以上に達する租税は納税者の所有權に對する侵害なり。……若し此の額よりも以上を支拂はしむるものとせば、此の超過額は彼等に與へらるる便益に對する過大にして不公正且つ不正當なる價格と見做され得べく、そは掠奪たるべきなり」(7)と。彼は、此の自然的なる公正の原則をば、政體の立憲的なるや專制的なるやを問はず等しく眞實のものであると做し、此の原則こそ文明國と自稱する諸國の一切の公課の基礎たるべきものであり、従つて又一切の公的支出の指導原則たるべきものである、と做して居るのである。(8)

猶ほ、セイは租税の中で個人の所得から支拂はれず資本から支拂はれるが如きものを不公正なりとする一部の學

者の所説を捉へ來つて、若し資本をば生産の要具とのみ見做すとせば、労働者の労働を保護せむが爲に、彼の生計に役立つ道具を彼より奪ふは不正たるの觀あるべきも、世には所有者が時として生産資本に、又時として消費基本に振り向けるが如き價值が存在するのであつて、若し所有者が之を納税に利用して消費基本と見做すを便とする場合には、納税者が最も便とする方法を以て支拂ふことを喜ぶ政府に對して罪を鳴らすことを得ない、と做し、通例資本中から支拂はれる相續税は支拂に最も容易なることを指摘して、此の種の租税は過度に互ることによつてのみ不正且つ有害となるに過ぎない、と云つて居る。(9)

(6) Traité, p. 501. (「經濟學」下、四四八頁)

(4) Traité, p. 501-2. (「經濟學」下、四四八—四五〇頁)

(5) Cours, p. 492.

(9) Cours, p. 492 en note.

(7)(8) Cours, p. 493.

(6) Cours, p. 495.

三

租税は經濟社會に如何なる影響を與へるか。此の點に就てセイは、第一に、租税は社會から享樂又は利潤を奪ふものなりとする。蓋し、租税として納付する價值は、其の支拂はれたる瞬間から納税者にとつて失はれたるものなる。(1)而も此の價值は、若し納税者の手に留まつて居た場合には、或は不生産的に使用せられて享樂を與へ得ず

りしものであり、或は生産的に使用せられて利潤を與へ得たりしものであるからである。(2) 勿論、彼は、納税者から奪はれたる享樂は租税によつて利益を受ける諸家族の享樂によつて代位されるとの言を眞實なりとして認めては居るが、而も、生産者から其の生産の果實を奪ふとは、交換に何物をも與へざる場合には一個の不正義たるのみならず、生産せられた富の分配方法としては生産者自ら消費する場合よりも富の増加に貢献するとの遙に少いものである、とする。(3) 若しそれ、政府は個人から租税を徴収するも應て之を社會に返還するものであるとするの所説(4)に至つては、セイは之を以て、經濟學上の謬想が租税を目して社會に何等の損失を來さしむるとなきものなりと思惟するに至らしめたるものなりと做し、其の誤れる所以を指摘する。曰く、「政府は其の收受せる貨幣を社會に再び引渡すも、是等の貨幣を以て購はれたる貨物を引渡さず。是等の貨幣は、之を供給したる納税者にとりては損失たりき、而も政府の購入せし消費品の商人にとりての利得たらざりき。政府に賣られたる消費品に就て擧げ得る利潤は、納税者の犠牲の賠償たらず。納税者の受くる唯一の賠償は政府の保護なりとす。租税を構成するものは、價値を有する物を政府に向つて爲したる無償贈與の一事に存するものにして、政府が此の價値を使用して行ふ購入は、一個の交換にして社會に向つて爲されたる賠償にはあらず。政府は、消費品或は勤勞を消費することによりて、其の既に納税者より徴收したる價値を破壊する所の消費者なり。社會は、租税の額だけ貧しさを加ふるものにして、其の使用高だけ富を増すものにあらず」と。

(1) Traité, p. 503. (「經濟學」下、四五四頁)

(2)(3) Traité, p. 503-4. (「經濟學」下、四五四-五頁)

(4) 其の一例として、セイはヴォルテールの言「英國の國王は年額百萬ポンドを支出し得……此の百萬ポンドは消費に
よりて全部國民の手に歸還す」(Voltaire, Dictionnaire philosophique, Part. Economie)を引用して居る。

(5) Cours, p. 492-3. 「若し租税額の再引渡にして租税の賠償と見做さるゝとせば、同額の租税も支那に於ては納税者
にとりての損失となり、歐洲に於ては然らざることとなるべし。何となれば、支那に於ては租税は消費品を以て支
拂はれ、政府は之を現物にて消費し毫も之を社會に再び引渡すことなきを以てなり」(Cours, p. 494, en note)

次にセイは、租税として徴收せられたる價値は概ね不生産的に支出せられ、それは何等生産者に有利たらざるのみならず、却て生産を害するものなり、とする。思ふに、セイが租税収入を目して概して不生産的に消費せらるゝと做すことは、彼が政府の職能として認める所のものが不生産的事業に限られて居ること(6)から當然に生ずる推理に外ならない。而も此の不生産的支出を目して、マルサス等は、新なる生産に對して販路を開くの點に於て生産にとつても生産者にとつても有利なるものなりと做して居るが、(7)セイは、彼等の此の判斷に對する理由とする所とは正反對の理論(8)を懷いて居るので、之に同じない。勿論セイは、政府の此の不生産的支出が生産者に保護を與へることによつて一個の利益を生むものなることを認めては居るが、併しそれは生産物の完成に協力することによつてではないから、要するに間接に生産を益するに過ぎない、とする。(9)

加之、セイは更に進んで、租税は生産を害するものである、と云ふ。其の理由とする所は、租税は生産費を高め
るからと云ふに在る。彼は曰く「生産者の支拂はしめらるゝ租税は生産費の一部を爲す。……而して生産者は其の

費用全部を償還するにあらざれば生産を繼續すること能はざるを以て、當然に彼は生産物の価格を高むることとなり、斯くして少くとも租税の大部分を其の消費者をして負擔せしむることならざるを得ず⁽¹⁰⁾と。既に生産物の増加あらば、従つて生産は沮害せられざるを得ない。「租税の不可避的結果は生産費を増加せしむるに在り、其の結果として價格の昂騰と生産量の減少とを來す。リカードの一派は、生産費は消費者によつて償還せらるべく、又税者の斷念せしめらるゝ消費は租税によつて生活する人々の消費によつて代位せらるゝが故に、租税は消費者の數を減少せしむることなし、との論を爲すも、元來租税は所得の額を増加せしむることなく、單に一の消費者に代ふるに他の消費者を以てするに過ぎず、一定額の所得を以てする以上は、價格の昂騰せる生産物の同量を購はむことは不可能なり⁽¹¹⁾と。

(6) 前掲拙稿「セイの私的及公的消費論」二二頁以下参照。

(7) 「Traité, p. 504.」(「經濟學」下、四五六一七頁)

(8) セイは、生産物に對して新なる販路を開くものは、代りに何物をも生ずることなき不生産的消費にあらずして、反對に他の生産物の生産せらるゝ事實に外ならぬ、とする。此の事は彼の有名なる「販路の理論」の根本に外ならない。拙稿「生産消費の均衡に関する論争(セイの市場理論を中心として)」(本誌第十九卷第四號所載)参照。

(9) Cours, p. 494, en note.

(10) Cours, p. 507. 猶ほ此の點は轉嫁論に就ての後述部分(二二—二四頁)を参照のこと。

(11) Cours, p. 509-510.

更にセイは、租税は生産を刺戟し發達せしむることなきを力説する。彼は、生産の發達せる英國に於て、一見富裕

の程度の著しく劣れる他國よりも一層甚しき不自由を感じ居れるは抑、如何なる理由によるやと反問するタムソンの「分配論」(Thompson, Inquiry into the distribution of wealth, p. 15.)の一節を引用した後に、之に對する解答として、英國に缺けたるものは生産物にあらずして所得である、否、所得が缺けたるにあらずして、課税重きが故に自由に處分し得る所得が不充分となつて居る、之こそ英國の不自由の原因である、と述べて居る。⁽¹²⁾勿論、彼は英國の多大なる支出及び多大なる租税の結果として、一切の産業に於て或る種の進歩が生じたことは疑ないと云ひ、生産者をして一切の生産手段の利用と迅速方法の發見とに嚮心せしめたに違ない、とは云つて居る。而して其の例として、英國の農業者は佛蘭西の農業者よりも一倍だけ餘計に生産せざるを得ざる状態に在ると云つた一英國人の言を引用して、英國に於ける大農組織の一部は租税制度の所産であるとさへ見て居る。⁽¹³⁾彼は、租税支拂の必要こそ生産者に向つて才幹を與へたものに外ならぬとの主張に對して、租税が或る場合には斯かる結果を生んだことを信じて居るが、同時に、他の場合に於ては右と反對に生産者の才能こそ租税を擴大するの便宜を與へたものに外ならぬ、と云つて居る。⁽¹⁴⁾租税支拂の必要は産業者の階級をして努力の倍加を行ふに至らしめ、其の結果として生産の増加を來さしむ、との主張に對して、彼は第一に、努力のみにては生産を行ひ難し、此の外に資本を要す、而も租税は資本の形成を困難ならしむ、と答へ、第二に、租税に充つる爲に生産したるものは不生産的に消費せられて國富を増加せしめず、と答へて居り、租税が生産にとつて有利たるの觀を呈し得る唯一の見地は、租税は一方では生産費を増加せしめつゝ、他方では生産者をして一層有效迅速なる方法によりて之を減少せしめむが爲に工夫

を凝らすに至らしむるの一事に在るが、而も消費者の支拂ふ價格が低廉になつて居ないとすれば、右の作用は何等の利益をも國民に與へるものでない、と云つて居るのである。(15)

- (12) Cours, p. 506-7.
- (13) Cours, p. 509.
- (14) Cours, p. 323.
- (15) Traité, p. 505. (「經濟學」下、四五八—九頁)

租税の經濟社會に及ぼす影響を大要右の如くに考察するセイは、租税は假令その使用に關しては屢、利益を生むも其の賦課に關しては常に一個の害悪なり、と斷言する。(16) 國は租税多きが故に富めるにあらず、富めるが故に多くの租税を支拂ひ得るなり、とする。(17) 而して從來奸臣は常に重税を辯護し推奨し來つたし、又著者にして國民は多額の税を納付するを可とすと論ずる者も絶無でなかつたが、(19) セイは是等の意見を排斥して、一切の租税の中で最良なるものは最少なる租税なり、と論結する。(20)

- (16) Traité, p. 506. (「經濟學」下、四五九頁)
- (17) Traité, p. 506. (「經濟學」下、四六一頁)
- (18) Cours, p. 508-9.
- (19) シモン・ブリステッド曰く「國民は、國の防禦の欲望に應ぜむが爲めに、又政府に於て制度を改善し、勤勞に酬ひ、學術を奨励せむが爲めに、多額の負擔に堪ゆることを修習するを可とす」と。(John Bristed, Resources de l'empire britannique.—Cours, p. 508, an note)。
- 又シヤルマン・ガルニエは、「スミス」國富論」の佛譯の序文中に於て、労働者が

自己の欲望に應ぜむが爲に充分に労働したる後、更に租税の養ふ人々の欲望を充たすべく労働することは適切なりとの旨を述べ居る。(Cours, p. 509.)

- (20) Traité, p. 507. (「經濟學」下、四六三頁)

四

若し租税にして、公共の用に供せむが爲に徴收せられたる私人財産の一部であり、その徴收せられたる以後には社會から失はれ、毫も再生産の手段たるとなきものなりとせば、換言すれば若し租税にして已むを得ざるの悪なりとせば、其の悪の程度を最少ならしめむが爲には租税は如何なる條件を具備すべきものであるか。アダム・スミスは一般租税の具備すべき條件として平等、明確、支拂の容易、徴收の經濟の四ヶ條を擧げて居るが、(1) セイは此の點に關して五個の條件を擧げて居る。

- (1) Smith, Wealth of Nations, BK. V, Ch. II, Pt. II.

其の第一は、割當額の適度たるべきことである。思ふに「租税は、或は享樂の手段たり或は再生産の手段たる生産物を納税者から奪ふものであるから、其の少額なるほど納税者から享樂又は利潤を奪ふことが少い」道理であつて、セイは此の理由を擧げて納税者の利益の見地から右の條件を要求して居る。併しながら同時に、租税が苛重な場合には納税者を苦しめつゝ、而も國庫收入の減少を來すべきことを指摘し、租税を輕減し又は法規の解釋を寬大ならしむるときは納税者を利しつゝ、國庫收入の増加を來すべきことを指摘して、以て適度の租税が國庫の利益にも

合致する所以を詳説して居るのである。(2)

(2) Traité, p. 508-10. (『經濟學』下、四六五—四七一頁)

其の第二は、國庫を利用することなくして納税者に掛り來るが如き負擔を來さしむることの最も少かるべきことである。之はスミスの示した第四の條件に相當すると見ることが出来る。納税者にとつては負擔となつても國庫にとつては利益となることなきものの第一として、セイの擧げて居るのは徵稅費である。彼は、徵稅費は他の形態にて社會に返還されるものと信じて居る多數の人々によつては大なる弊害と考へられて居ないが、それは國庫に納まる部分と同様に、決して社會に返還されないと指摘して、納税者の利益の立場から立論すると同時に、徵稅費の減少は國庫の利益たることを指摘して、政府の立場からも立論して居る。次に彼は右と同様の性質を有するものとして徵稅の爲の起訴及び強制の費用を擧げ、道路工事等に課せらるゝ賦役又は各種の強制勞働等に伴ふ時間並びに利潤の喪失を擧げ、法律又は習慣によつて定まつて居る諸種の強制休日を擧げて居る。(3)

(3) Traité, p. 511-2. (『經濟學』下、四七二—六頁)

セイが租税の具備すべき第三の條件として示した所のものは、負擔の分配の公正たるべきことであつて、それはスミスの示す第一の條件と一部分合致する。彼は、納税者の利益の立場から立論して、租税の各人に及ぼす負擔の可及的最少を期するの途は之を萬人に負擔せしむるに在りとし、自己の割前以上を負擔する者の蒙る不利益は直接の増加負擔の外に他の同業者と競争し難くなるといふ間接の方面にも及ぶ旨を指摘して、負擔の平等を要求するの

みならず、更に國庫の立場から立論して、課稅額の過小なる者は増額を要求することなく、其の過大なる者は充分に支拂ふことなく、國庫は兩方面よりして不足を來すから、租稅分配の不公平は國庫にとつても有害なりとする。然らば、負擔の公正を期せむが爲には如何なるものに如何に課稅するを可とするか。セイは、必需品への課稅よりも奢侈品への課稅を公正なりとする。而も兩者の間の嚴密なる區別は不可能なるが故に、寧ろ所得に對する累進課稅を可とすると做し、累進稅こそ公正なる唯一のものなりと斷言する。(4) 累進課稅に對しては、それは富の増加を沮害し従つて一切の進歩完成を沮害するの原因であるとか、それは成功を云はゞ罰するのであるから不熱心や怠惰に對する獎勵に外ならぬとかの理由を擧げて反對した者もあり、更に累進の極は所得の十割にも達すべきことを指摘して反對した者もあつたが、(5) セイは、累進にも種々の方法があること、累進の程度を緩和すれば財産の分散を來すの弊少きこと、累進稅は直接稅にのみ適用し得べきものであつて、間接稅には必然的に比例課稅たらざるを得ず、従つて前者は後者に於て生ずる負擔の不公平を部分的に補償するの手段たり得ること、等を擧げて之を辯護して居る。(6)

(4) Traité, p. 513. (『經濟學』下、四七六—八〇頁)

(5) Roderer 及び Jellivet の如きは是れである。Cours, p. 495, en taxe et en note.

(6) Cours, p. 495-6.

租税の第四の要件として彼の擧げるのは、再生産を害することの最も少かるべきことである。租税が所得の中から支拂はれる場合に於ても、若しそれが不生産的消費に充てらるべかりしものなるときは生産を害すること僅少な

るに反し、若しそれが貯蓄せらるべかりしものなるときは資本の構成を妨げて再生産を害することが甚しいものである。況んや租税が既投資本の一部の轉向によつて支拂はれる場合に於ては、資本が積極的に減少を來して再生産に與へらるゝ打撃は更に甚しい。相続税及び所有權移轉税の如きは正に後者の部類に屬するが、それは支拂が容易であるといふ點に於て長所を有するから、適度の課税は恕せらるべきである。併し、訴訟費及び没收、營業鑑札、奢侈品以外の消費品に對する消費税等は、再生産を妨げることに甚しいものである。(7)

(7) Traité, p. 514-7. (「經濟學」下、四八〇—六頁)

セイが租税の條件として擧げる第五の點は、道德を助長するが如きものたることである。セイは、租税を以て或る種の行爲に對する罰金に外ならずと做し、之を中庸且つ不可避的たらしめる場合には此の刑罰を有效ならしめることが出来るから、租税の運用によつて政府は或は怠惰浪費を獎勵することも出来、或は勤勉貯蓄を獎勵することも出来る、とする。而して前者の例として耕作地に課税しつゝ享樂地に免税を行ふこと、不動産抵當債務完済者に對して課税すること等を擧げ、鬪雞税の如きを後者の例として示して居る。猶ほ彼は、租税の種類のみならず、租税の額の大小輕重も道德に多大の影響を與へると做し、租税の苛重又は不公正なる場合には虚偽の申告を行ひ欺瞞を敢てする等の不誠實を喚起する、と云つて居る。(8)

(8) Traité, p. 517-20. (「經濟學」下、四八八—九二頁)

五

租税は所得又は資本から支拂はれるのであるが、納税者に對する課税を專斷的に行ふに非る限り、國庫の要求に對する基礎として役立つ所の或る事實に基づいて課税しなければならぬ。例へば地租は、納税者が或る價值を有する土地の所有者たるの事實に基づいて之を課し、營業税は納税者が産業的なる營業を行ふの事實に基づいて之を課し、輸入税は或る商品の輸入に基づいて之を課すと云ふが如きは之である。(1) 但し、租税の基礎として役立つ是等の事實は、實際に於ては課税目的物たるのではない。それは課税せむと欲する所得即ち眞の課税目的物を表はす唯一のものを知らむが爲の多少不完全な一手段に外ならない。若し納税者の善意に依頼することを得るとすれば、單に納税者の年々の所得額を質問するのみを以て足れりとするのであるが、(2) 人は利己心に驅られて自己の所得額を詐るの傾きがあるから、其の眞實の額を確めて之に課税することに困難がある。併しながら、セイは此の所得は結局隠匿し難いものであるとする。其の意に曰く、一般に同じ都市、地區又は郡の住民は、互に所得の高に就ては稅務官吏よりも能く知つて居るものである。人は、或は消費額により、或は支出の難易により、或は親戚の數と種類とにより、或は相續高によつて、或る家族が安易なりや否や、又如何なる所得階級に位するやを可なり充分に知つて居る。加ふるに、俸給、公債、年金等に基づく所得は豫め知られ得べく、地代や小作料に基づくものも或る程度までは知られ得る。唯、隠匿された資本や外國に投下された資本からの收入、不確實な收入、特に個人の勤勞による收入の如きは評價するに頗る困難であるが、輿論が陪審員の役を働いて之を決定する事が出来る。(3) と。

(1) Cours, p. 497.

(2) Traité, p. 521. (『經濟學』下、四九七—八頁)

(3) Cours, p. 506.

租税は、結局は納税者の所得を以て支拂はしめるとしても、其の終局の負擔者に對して直接に課するや否やに依つて直接税と間接税との二者に分たれる。前者は或る外標によつて納税者に備はつて居ると想像される所得の一部を直接に彼等に要求するものであり、後者は納税者が其の所得を以て行ふ所の或る種の消費に對して幾何かを支拂はしめるものである。(4) 然らば、是等二種の課税方法の長短如何。

セイは、直接税に就ては、それは徴收費少きの利あるも、支拂に苦痛を感じしめ、所得に負擔を課すると平等ならざるの短所あり、とする。(5) 特に地租に就ては、其の課税の基礎が明白であつて地主は所有權を放棄せざる限り納税を免れ能はざるの長所あるも、其の分配は困難且つ不平等なるの短所あり、とする。蓋し、公正の見地よりすれば、面積その他の外標によらず價值によつて租税を納付せしむべきものであるが、此の價值たるや不定・可變的である。土地臺帳を作らば此の困難に打勝つを得ると云ふ論者もあるが、何れの土地の價值も常に變動して已まない。加ふるに、土地の所在地に於ける價值と租税の賦課される場所に於ける價值とは同一でなく、土地の貸借價值と賣買價值とも異なる場合があり、評價の標準とする貨幣それ自身の價值も亦可變的である、とするからである。(6)

(4) Traité, p. 521. (『經濟學』下、四九七頁)

(5) Traité, p. 523. (『經濟學』下、五〇二頁)

(6) Cours, p. 498.

之と反對に、セイは間接税に就ては、第一に、支拂に苦痛を伴ふこと少しと云ふ。蓋し、消費の魅力は租税の支拂の場合にも伴ふものであつて、假令或る價值を犠牲に供すると共に享樂を生ずる場合には人は喜んで此の犠牲を敢て支拂ふものであるからである。次に彼は、分配上の面倒を生ずるとがないと云ふ。蓋し、間接税は納税者に於て支拂能力を有する程度に従つて少額づゝ無意識の間に徴收されるもので各地各人間に分配の問題を生ずることなく、又一人の負擔減少は他人の負擔増加を來さしめることもなく、強制を伴ふこともないからである。更に彼は、間接税は其の課税せむと欲する消費を自由に選擇し得るの長所ありとするのみならず、屢々世人の指摘する徴稅費の過大の如きも善良なる行政の下では豫防し得るものであり、収入の不定の點も從來之が請負に附せられ得たとから考へて憂ふるに足らず、正常の場合には其の収入額は經驗によつて知り得べく、一方の不足は他方の剩餘によつて補はれ得るとして居る。(7) 併しながら、セイは他方に於て、間接税に重大なる欠點を認めて居る。その負擔の頗る不公平なること、重複課税を來さしめること、無制限に擴大され易いこと即ち之である。思ふに、世間には、消費量が所得の大小と比例を保つて居ない消費品が澤山ある。例へば、食鹽の如きは、所得十萬法の人も一千法の人の百倍を消費るとは決してない。間接税は消費される商品の或る分量を基礎として居るのであつて、納税者の能力の程度よりも消費者の數に比例する。所得の少い者には一層重い負擔となる譯である。(8) 併しセイは、此の欠點も、間接税が多數の消費品に課せられて居る場合には、一方に於ける過重は他方に於ける過輕に相殺され

ることになる、として居る。(10) 唯、直接税が既に課せられて居る場合に更に間接税が課せられることになれば、一度課税された所得に二度又は三度課税されるに至ると、例へば全財産を土地にて所有し之から生ずる所得に對して地租を課せられた者は、同じ所得の中から動産税を拂ひ、消費品の購入に際して三度課税を受けると云ふが如き重複課税の弊は免れないとして居る。猶ほ彼は、間接税は個人的に苛重その他の點に就て陳情の目的物となるとき、税務官吏は納税者に向つて「諸君は之を免れることは自由である」と答へ得るので、國庫に於て之を甚しく擴大することがあり得るとて、英國の物産税、佛蘭西の間接税の例を擧げて居る。(11) 斯くして彼は、消費税は一切の税の中で最も不平等に分配されるものであると斷言し、其の廣く行はれて居る國に於ては最貧の家族が犠牲に供せられて居る、と結んで居る。(12)

(7) Traité, p. 525. (「經濟學」下、五〇五頁)

(8) Traité, p. 525. (「經濟學」下、五〇六頁); Cours, p. 498-500.

(9) Cours, p. 499-500.

(10) Traité, p. 525. (「經濟學」下、五〇六頁)

(11) Cours, p. 499.

(12) Cours, p. 500.

直接税及び間接税の性質を右の如くに比較するセイは、單税制度を排斥して複税制度を公平の點から見て可なりとする。即ち、有らゆる産業並びに其の要具が其の收得する所のものと或る割合を保つて課税されることが適當な

のであるが、所得の淵源中には、單一の課税基礎に基づく單税の下に於ては全然或は不完全にしか課税されないものが少くないから、一の租税で負擔を免れて居る者も他の租税で負擔を蒙るが如くならしめる爲に、課税の基礎を相當多數ならしめるを適當とする、と云ふのである。彼は、個々の租税が中庸の限度内に保たれる限り、租税の取る形態の多數なることは公共的負擔の公平なる分配に向つて多大に歩を進めたものである、と斷言して居る。(13)

(13) Traité, p. 523. (「經濟學」下、五〇一頁); Cours, p. 498.

六

セイは、間接税に關して猶ほ其の轉嫁の問題を取扱つて居る。

凡そ租税は、納税者に於て其の負擔を他の人々に轉嫁せむとを努める所のものである。従つて租税は結局何人の負擔に歸著するか問題となるのであるが、此の點に關しては従來種々の説があつた。例へば、ケネーの一派は、租税は其の全額が地主の負擔する所となる、と論じて居る。而して其の理由とする所は、新なる價值を生産するのは土地のみであるから、租税が毎年新に要求する價值を供給し得るのも土地のみである。假りに織物に課税したとすれば、織物業者は競争あるが爲に其の地位を維持するだけの利潤に甘んぜざるを得ないのであるから、此の租税の全額を農業者に轉嫁せざるを得ない。農業者は之を地主に轉嫁しなければ其の職業を續けて行くを得ない、而も地主は之を何人にも轉嫁するを得ないから結局之を負擔するようになる、と云ふに在る。(1) 又リカード及び其の一派は、右と反對に、他の事情にして等しき限り、資本は常に最大の利潤を生む産業に適用されると云ふ假定から

出發して、工業品に課された租税は全部消費者によつて支拂はれる、と主張して居る。而して其の理由とする所は、若し此の工業品の價格にして租税の全額を支拂ふに足るの程度まで騰貴することなしとせば、工業者は其の資本をば他の生産に適用するに至るからである、と云ふに在る。(2) 猶ほ此の外にも、労働のみが生産的であるとの口實の下に、租税の重荷を主として負擔するものは労働であると考へる者もあり、奢侈品に對する課税は全部消費者が負擔することになると考へる者もあり、消費者が其の大部分を負擔するが生産者も之を全然免れることは出来ない、と考へる者もあり、凡そ租税は時の経過に伴つて一切の國民の上に公正に分配されるものであると考へる者もある等。(3) 租税轉嫁の問題に關しては所論歸一する所なき程であつた。併しセイは、凡そ租税は某々の階級の負擔に歸著すと論ずるが如き絶對論を以て無謀の論なりとするのであつて、殆んど何れの租税も多數の市民階級の上に落つるものであり、而も租税の種類により、各納税者の個人的狀況により、社會の一般的事情によつて其の負擔する割合を異にするものである、とする。(4) 左に其の要領を窺はう。

(1)(C7) Cours, p. 497-8.

(C8) Cours, p. 508.

(4) Cours, p. 498; Traité, p. 530. (「經濟學」下、五一八頁)

セイに據れば、租税は價格の騰貴を來した程度に於て轉嫁されるに過ぎない。即ち、若し一商品の生産者の支拂つた租税が商品の價格を高めるとすれば、此の場合には此の商品の消費者が租税の一部を負擔することになり、若

し商品が騰貴しないとすれば、租税は生産者が負擔したことになる。若し又商品が騰貴する代りに品質の低下を來すとせば、之は同じ品質のものが高價に賣られると同一に歸著するのであつて、租税は少くも一部分は消費者の負擔となる、とする。(5) 而も商品の價格が騰貴すれば需要が減ずるから、各種生産要素を生産に提供する企業者、地主、資本家、労働者等は其の受ける報酬の減少を來すのであつて、何れも租税の一部分を負擔することになる。(6) 而して此の各種生産参加者の租税を負擔する程度は、其の課税される商品の生産に参加する程度に比例する。例へば、殆んど加工を行はずして消費される生産物の如くに、地主が生産物の價値の大部分を供給する場合には、租税中で生産者の負擔する部分の殆ど全部は地主の負擔に歸著する。(7) 又、價値が内外の生産者によつて一部分づゝ與へられる商品に對する課税の場合には、其の負擔の大部分は内國生産者の肩の上に落ちる。例へば、佛蘭西で綿織物に課税されると、佛蘭西の工業關係者の所得が減少するが、原料棉花を生産する米國の生産者は佛蘭西以外にも販路を有する以上、其の受ける損失は極めて少い。(8) 更に、必需品への課税は、殆んど總べての生産物の價格に多少の影響を及ぼし、従つて他の總べての消費者の所得中から支拂はれて其の負擔となる。例へば、肉・穀物・野菜に對する入市税は市内の一切の製造品の價格を高めるが、煙草への課税は煙草の生産者と消費者との外には何人にも影響を與へないのである。(9)

同一の生産物に關與する一切の生産者の間にあつても、或る者は比較的容易に租税の負擔を免がれ得る。自己の生産基本を容易に回収して他に轉向せしめ得る者が即ち之である。資本家及び企業者は或る場合には斯かる立場に

在るのであるが、地主は斯かる便益を有しない。蓋し、租税の有無に拘らず土地の耕作による生産物の市場搬出量は依然として同量を保つて居る、而も需要も不變である、従つて價格も不變であつて毫も消費者の負擔を増さないからである。假令土地を賣却するとしても地主は其の負擔を免れることを得ない。蓋し、賣却價格は租税が土地を有せしめる所得價值(租税を含めての意味に於ける費用を生産額中から控除した残額)に従つて定まるからである。唯、家屋税は家賃を高めて轉嫁される。蓋し、家屋の享樂は一個の工業生産物であるからである。(10)

租税の轉嫁の行はれること右の如くであるが、猶ほ課税の時期如何が重大な結果を齎らすことになる。生産物は種々の加工を受けて次第に價值を増すものであるから、最終の加工を受け終つた瞬間、即ち最大の價值を有する瞬間に於て課税せられる場合に、始めて租税が價值と比例を保ち得ることになる。若し原料品をして體て有するに至るべき價值に従つて租税を負擔せしめるとせば、生産者は價值に比例以上の立替を行ふの必要に迫られ、而も之が償還を後續の生産者から完全に受けることは不可能である。租税は、幾多の生産過程の中で始めの部分に於て課せられるほど益々消費者の負擔を重からしめるものである。必需品の生産者に課せられる人頭税の如きもの、並びに、必要なる消費品そのものの負擔となるが如き租税は、最高の程度に於て右の如き弊を有する。(11)

(5) Traité, p. 525-6. (「經濟學」下、五〇七頁)

(6) Traité, p. 526. (「經濟學」下、五〇七—八頁)

(7) Traité, p. 527. (「經濟學」下、五一〇—一頁)

(8) Traité, p. 527-8. (「經濟學」下、五一—二頁)

(9) Traité, p. 528. (「經濟學」下、五一二頁)

(10) Traité, p. 529. (「經濟學」下、五一三—七頁); Cours, p. 508, note (3).

(11) Traité, p. 531-2. (「經濟學」下、五二〇—三頁)

七

租税は、其の納付される形態の如何によつて金納税と物納税との二者に分たれる。金納税は貨幣を以て納付せしめる租税であり、物納税は生産物及び勤勞を以て納付せしめる租税である。金納税と物納税との比較の問題の如きは、租税の金納制度が一般に行はれて居る現時にあつては殆んど取り上げるの價値なき程のものであるが、セイの當時にあつては未だ理論的考察の對象たるに値したものである。セイは、間接税の轉嫁の問題を取扱つた後に此の問題を取扱つて居る。

セイの見るところによれば、物納税には三つの長所があるとせられる。其の第一は、耕作者に對して其の有する價值をのみ、而も之を所有しつゝある其の形態に於てのみ要求するものたることである。例へば、地租を穀物の分量幾何と定めた場合には、穀物の賣却の難易に拘らず租税を納付することが容易である。セイは、白耳義人が佛蘭西に征服せられた以後に、豊饒なる收穫を有したるに拘らず、戦争と輸出禁止とに妨げられて之を外國に賣却することを得ず、爲に租税の支拂を爲し得ざりしことありしを例示して、若し物納税を許したりとせば公費を支へること容易なりしならむと述べて居る。(1) 物納税の第二の長所としてセイの示す所のものは、政府も耕作者と等しく豊饒

なる收穫に利害關係を有して居り、従つて農業を助長するを利ありとするに至ることである。セイは、支那に於ける農業保護の起源は物納税の制度に在り、此の制度は他の一切の産業の場合に適用し得る、と述べて居る。(2) 而して其の第三の長所として擧げる所は、何等の専斷・不正義を容れるの餘地なきことである。蓋し、納税者も國庫も共に其の支拂ふべきもの及び受取るべきものが幾何であるかを知つて居るからである。(3)

(1)(2)(3) Traité, p. 533. (『經濟學』下、五三三—三四頁)

併しセイは、他方に於て物納税の短所三點を擧げて居る。其の第一は、税額が總所得に比例して純所得に比例せず、従つて不公正の甚しきものたることである。(4) セイは、物納税中で最も不公平なものとして徴兵を擧げて居る。蓋し、徴兵てふ物納税は、徴兵免除税の額を以て其の程度を量るとを得るのであるが、富豪も職人も其の子の徴兵免除を得むが爲に納付する金額は同一であるからである。(5) 物納税の短所として第二に指摘されて居るのは、徴收の費用・困難及び弊害の多大なることである。蓋し、彼は、物納税制度の下に於ては稅務官吏を要すると多く、官物濫用の危険もあり、收納せる税の貯藏・運搬・販賣に關して政府は欺かれる機會が多いと考へ、若し徴税請負に附せられたとすれば公衆の蒙る弊害は多大である、とするからである。(6) 物納税の第三の短所は、セイに據れば、政府の收納した物品の賣却が拙劣であつて市場の相場を攪亂することである。蓋し、政府の吏員が拙劣なる買主たると共に拙劣なる賣主でもある結果として、新に入り來るべき租税を收容する餘地を作る爲め又は國庫の緊急な欲望の爲に倉拂を行ふ必要は、彼等を驅つて其の物品の自然的價格以下の價格にて賣るに至らしめ、商人及び農業者

をして多大の損失を蒙らしめるからである。(7)

(4) Traité, p. 533. (『經濟學』下、五二五頁)

(5) Cours, p. 500.

(6) Traité, p. 534. (『經濟學』下、五二七頁)

(7) Traité, p. 534. (『經濟學』下、五二八頁)

斯かる見解を有する者にとつては、生産物の十分の一を現物で徴收する十分一税の如きは最も排斥すべきものたらざるを得ない。セイはヴォーバン將軍(Le Maréchal de Vauban)の『十分一税論』中に於ける此の種の税の提案を不平等なる租税の提案と呼んで居る。唯、此の提案が其の當時にあつては一層大なる別個の不平等を救済せむが爲めなりしことを認めて居るのみ。(8)

(8) Traité, p. 535. (『經濟學』下、五二八頁)

八

セイは、租税の根本理論を要約して次の如く云ふ。

『租税は社會によつて供給せらるゝ價值であつて、其の消費によつて社會に返還されることのないものである。』

『租税は、社會をして、單に租税の國庫に入らしめる價值を費さしめるのみならず、其の必要とする徴税費及び人的勤勞を費さしめ、又租税によつて其の創造を妨げらるゝ生産物の價值をも費さしめるものである。』

『租税の結果として生ずる自意的又は強制的の犠牲は、租税が納税者の利潤即ち所得を減少せしめる場合には生産

者たる資格に於て之に影響を與へ、又、生産物を騰貴せしめて其の支出を増加せしめる場合には消費者たる資格に於て之に影響を與へる。

『最も多くの場合に於ては、納税者は同時に生産者並に消費者としての兩資格に於て影響を蒙らしめられる、而して納税者が自己の所得を以て自己の消費と國費とを支拂ふに足り得ざる場合には、彼は自己の資本を害することになる。若し一人によつて害せられたる資本が他人の貯蓄し得たる價值によつて相殺されない場合には、社會の富は益々減少を來すことになる。』

『租税支拂人は、必ずしも支拂はれたる金額に就て眞の納税者たるのではない。彼は、少くも一部分だけは之を單に立替へたるに過ぎないことが屢々ある。此の場合には、此の部分は社會の他の階級から償還される。而もそれは、頗る複雑な方法によつて、又屢々多數の作業の結果として行はれる。』

『租税が確定的に自己の所得の負擔となる人々は眞の納税者であるが、彼等の納入する價值は眞に政府の手に歸する價值の總額を多大に超過する。此の超過額は、行政の宜しきを得ないほど益々多大となる。』

『租税の結果として生ずる高價は眞の高價である。即ち、一層多量の生産的勤勞に對して獲得せらるゝ生産物は從來よりも僅少となる。加之、租税は商品の貨幣的價格を騰貴せしめる。蓋し、政府は貨幣を消費することなく、從つて其の分量は減少を來さざるに、生産は租税によりて麻痺せしめられて生産物の分量は減少を來し、後者は前者に比して益々稀少となるからである。』

『貨幣の此の過剰は一般的安易に毫も貢獻することはない。蓋し、貨幣は潤澤になつても之と交換に取得するの資料たるべき生産物の創造が高價にして困難たるからである。』

『加ふるに、右の如き場合には貨幣そのものが外國に流出する。蓋し、貨幣の流通せしむべき消費品が減少して居るからである。斯くして、苛重の租税に苦しめられて居る國は、徐々に先づ商品を奪はれ、次に貨幣を奪はれ、即ち總べての物を奪はれて、人口の減少を來す。唯、不斷の貯蓄が資本の減少を相殺し、産業が公的消費以上の生産物を年々供給するが如き國に於ては、此の事なきを得るのみ』と。(1)

(1) Traité, p. 537-9. (『經濟學』下、五三四―八頁參照。)

斯くしてセイは、近代諸國に於ける巨大なる支出と巨大なる租税とが納税者をして一層不撓不屈の勞働を行ふの已むなきに至らしめたことを了解し、不完全なる政治制度から生じたる是等の弊害も人間をして自然を一層よく利用するに至らしめたことによつて生産技術を改善するに役立つたことを承認し、租税も人間の能力の發達改善に貢獻したる所あるべきことを認めつゝも、若し社會の進歩にして公課を社會の眞の欲望の程度に復歸せしめるに至らば過去に於ける生産技術の進歩よりして世人の受ける幸福は多大なるべきも、之と反對に過重の租税が引續き行はれるときは産業的なる近代諸國も再び野蠻の狀態に復歸するに至るべきを恐れる、と云つて、租税論の筆を擱いて居るのである。(2)

(2) Traité, p. 539. (『經濟學』下、五三八―五四〇頁)

(昭和八年十月)